

## 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ管理業務共同企業体運用基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザの指定管理者の公募において、共同企業体（確実かつ円滑な管理運営を図ることを目的として結成する共同企業体をいう。以下同じ。）を当該業務の公募に参加させる場合の取扱いの基準について定めるものとする。

### (構成員の要件)

第2条 共同企業体は、2社以上の組合せとし、当該共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 構成員の中から共同企業体を代表する構成員（以下「代表企業」という。）を定めること。
- (2) 構成員のうち1者以上が、過去10年間に、処理能力17トン/日以上の不燃物処理施設（破碎・選別工程を有する施設に限る。）について、指定管理者制度による業務、長期包括的委託業務、PFI方式又はDBO方式により、運転管理、設備維持管理及び補修工事の各業務について、それぞれ履行した実績を有すること。

### (構成員の出資比率)

第3条 共同企業体の各構成員の出資比率は、構成員数が2社の場合にあつては30パーセント以上、3社の場合にあつては20パーセント以上、4社以上の場合にあつては構成員数による均等割の10分の4以上とする。

### (代表企業)

第4条 共同企業体の代表企業は、出資比率が最大の構成員とする。

### (結成方法)

第5条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

### (規定外事項)

第6条 この基準に定めのない事項及びこの基準によることが適当でない事項の取扱いについては、その都度、管理者が定める。

### 附 則

この基準は、令和8年6月3日から施行する。